

平成15年 第4回臨時会

厚岸町議会会議録

平成15年11月25日開会

平成15年11月25日閉会

(本 会 議)

厚 岸 町 議 会

平成15年 厚岸町議会 第4回臨時会 会議録			
招 集 期 日		平成15年11月25日	
招 集 場 所		厚岸町議場	
開催日時	開 会	平成15年11月25日 10時00分	
	散 会	平成15年11月25日 13時56分	

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁悦郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音喜多 政 東	○	17	鹿 野 昇	○
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果、出席議員 18名 欠席議員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	小 倉 利 一	議 事 係 長	高 橋 政 一
--------	---------	---------	---------

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狭 靖	監 査 委 員	今 村 實
助 役	大 沼 隆	教 育 長	富 澤 泰
収 入 役	黒 田 庄 司	教 育 委 員 会 管 理 課 長	柿 崎 修 一
行 財 政 課 長	斉 藤 健 一	監 査 事 務 局 長	阿 野 幸 男
ま ち づ く り 推 進 課 長	福 田 美 樹 夫	監 査 事 務 局 長	阿 野 幸 男
環 境 政 策 課 長	松 澤 武 夫	職 員 係 長	佐 田 靖 彦
水 産 課 長	大 崎 広 也	総 務 係 長	土 肥 正 彦
建 設 課 長	北 村 誠		
建 設 課 長	北 村 誠		
町 民 課 長 補 佐	高 瀬 順 一		

1. 会議録署名議員

2 番	安 達 議 員	3 番	南 谷 議 員
4 番	小 澤 議 員		

1. 会 期

11月25日から11月25日までの1日間（休会日なし）

1. 議事日程及び付議事件

別紙のとおり

1. 議事の顛末

別紙のとおり

平成15年厚岸町議会第4回臨時会議事日程

平成15年11月25日
午前10時 開 議

日程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		定期監査報告
5	認定第3号	平成14年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について
	認定第4号	平成14年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第5号	平成14年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第6号	平成14年度厚岸町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第7号	平成14年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第8号	平成14年度厚岸町きのこ菌床センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第9号	平成14年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第10号	平成14年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
6	議案第92号	財産の取得について
7	議案第93号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
8	議案第94号	厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
9	議案第95号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
10	議案第96号	教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
11	議案第97号	町長、助役及び収入役並びに教育長の期末手当の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
12	議案第98号	平成15年度厚岸町一般会計補正予算

- 議 長 ただいまから、平成１５年厚岸町議会第４回臨時会を開会いたします。
- （開会時刻　午前１０時００分）
- 議 長 直ちに、本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。
- 議 長 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
- 本日の会議録署名議員は、会議規則第１１８条の規定により、２番安達議員、３番南谷議員を指名いたします。
- 議 長 日程第２、議会運営委員会報告を議題といたします。
- 委員長の報告を求めます。９番、松岡委員長。
- ９ 番 本臨時会開会前に議会運営委員会を開会し、第４回臨時会の議事運営について審議しました。
- 決算認定でございますが、３号から１０号まで、８件につきましては、各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、１２月定例会までに審議することに決定しました。
- 議案第９２号、財産の取得並びに９３号から９７号までの給与に関する条例制定５件、並びに議案第９８号補正予算１件につきましては、本会議で審議することに決定しました。
- 会期については、本日１日間と決定しました。以上、議会運営委員会報告といたします。
- 議 長 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。
- 議 長 日程第３、会期の決定を議題と致します。
- お諮りいたします。本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありますように、本日１日間としたいと思いますがこれにご異議ございませんか。
- （「異議なし」の声）
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日１日間と決しました。
- 議 長 日程第４、定期監査報告を議題と致します。
- 今般、監査委員より別紙のとおり定期監査報告が為されております。ご参考にご供していただきたいと思います。
- 議 長 日程第５、認定第３号、平成１４年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第１０号、平成１４年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上８件を一括議題といたします。
- 職員の説明を省略し本８件の提案理由の説明を求めます。町長。
- 町 長 平成１４年度各会計決算書提出に際し、その執行状況等について説明いたし

ますが、当年度は、子野日公園トイレ整備事業による観光施設整備、厚岸保育所園庭整備事業や、へき地保育所フェンス整備事業などの児童福祉施設整備、町営住宅宮園団地建設事業・道路の改良舗装・公共下水道整備などの生活基盤整備、農林水産業の振興を中心とした町民の要求に対応した諸事業を実施し、予算執行したのが主な施策成果の特徴となっております。

そこで当該年度の当初予算であります、一般会計においては、8,987,841千円、各特別会計（国民健康保険、簡易水道事業、老人保健、下水道事業、きのこ菌床センター事業、介護保険、介護サービス事業）を合算しますと、13,325,290千円の総体規模でありましたが、年度内に必要に応じてそれぞれ所要額の補正を行い、最終予算は、一般会計においては平成13年度の繰越明許費93,220千円を含め9,518,189千円。各特別会計では4,469,554千円となり、総体においては13,987,743千円となりました。

これらの内容は、次のとおりとなっておりますが、省略させていただきます。

この最終予算に対しまして、各会計別の収支執行実績を申し上げますと、一般会計では、歳入で9,552,155,845円、率で100.4パーセント、歳出では、9,382,691,020円、率で98.6パーセントの執行率となり、歳入歳出差し引きで169,464,825円の残額となりました。このうち財政調整基金に100,000,000円を積み立て、実質69,464,825円が翌年度繰り越しとなったものであります。

一方、特別会計であります、国民健康保険事業特別会計については、歳入歳出差し引き2,576,619円の残額となりましたが、実態としては、一般会計より196,868,000円を繰り入れた結果であります。

今後においても国民健康保険税の徴収率の向上、医療費適正化対策等に努め、当会計の健全化に努力していく所存であります。

簡易水道事業特別会計については、歳入不足となった27,127,570円を一般会計から繰り入れ、収支の均衡を図ったものであります。

老人保健特別会計については、老人医療に要する費用の負担分に係る60,829,657円を一般会計より繰り入れ、収支の均衡を図ったものであります。

下水道事業特別会計については、歳入不足となった230,052,778円を一般会計から繰り入れ、収支の均衡を図ったものでありますが、事業の進捗に伴い多額の繰り入れをしている現状となっております。

きのこ菌床センター事業特別会計については、歳入で58,388,163円、歳出では56,586,613円となっており、歳入歳出差し引きで1,801,550円の残額となっております。

介護保険特別会計については、歳入で介護保険に係る負担分等として一般会計より95,014,106円を繰り入れて632,385,727円となり、歳出では623,484,141円で、歳入歳出差し引きで8,901,586円の残額となっております。

介護サービス事業特別会計については、介護報酬の不足する分に係る67,364,949円を一般会計より繰り入れ、収支の均衡を図ったものであります。

以上が平成14年度決算報告による係数面での概要であります、より具体的な成果と実績等につきましては、別冊で配布いたしました「決算書」及び「決

算資料」に基づき、ご検討いただくこととして内容説明を省略させていただき、順次ご質問等に応じて各担当課等より詳細にご説明いたしたいと存じます。以上であります。

議長 次に、監査委員に対し、監査結果の意見を求めます。監査委員。

監査委員 ただいま上程されました、平成14年度一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算審査の概要について申し上げます。

平成14年度一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算状況ですが、総額では歳入で139億9,241万6,168円、歳出が138億9,671万1,588円となり、歳入歳出差し引き、1億8,274万4,580円の歳入増の決算となっております。

各会計毎の決算状況につきましては、ただいま町長から報告があったとおりの内容でございます。

次に、決算審査の中で、今後特に努力を望みたい事項について申し上げたいと存じます。

まず、歳入関係ですが、自主財源の根幹をなす町税については、核税目とも決算額が予算を上回り、合計すると1,067万円の増収となり、収入率も前年度を若干上回って、努力も認められます。しかし一方で、税収入及び税外収入を合わせた収入未済額につきましては、1億3,461万9,000円でございます、決算額の1.4%を占めております。これは、繰越事業の未収特財を除きますが、今後も厳しい経済情勢が続く中、こうした収入未済額の回収については、負担の公平を欠くことの無いように鋭意努力を望むものです。

歳出関係では、一般会計における不用額につきましては1億672万8,000円で、予算現額に対して1%を占めております。経常経費につきましては、経済的な執行を行って経費節減に努めたことは認めますが、それ以外では事業確定、精算に伴う経費を減額補正しないで、そのまま不用額としたもの。また、他会計に対する繰出金についても多く見受けられます。特に、社会福祉関係については予測が難しいという一面もあるかと思いますが、一層事務事業の内容を把握の上、さらに整理する时期的なものも勘案し、適切な予算措置を講ずるよう望むものでございます。その他細部につきましては、お手元に配布しました、決算審査意見書をご覧いただきたいと思います。地方自治法の規定により、町長から審査に付されました、平成14年度一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算書に表示された係数については、誤りがないものと認められたものであります。なお、国の行財政改革に伴いまして、さらに交付税の大幅減額など、当町においても今後益々厳しい財政状況になるものと思われまので、今後とも無駄を省いた効率的な財政運営をより一層心がけるよう希望しまして、口頭報告とさせていただきます。

議長 本八件の審査方法についてお諮りいたします。本八件の審査につきましては、議長並びに議会選出監査委員を除く16名の委員で構成する、平成14年度各会計決算審査特別委員会を設置しこれに付託し、いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議長並びに議会選出監査委員を除く１６名の委員で構成する、平成１４年度各会計決算審査特別委員会を設置し本八件の審査をこれに付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。本会議を休憩します。

（休憩時刻 午前１０時１７分）

（再開時刻 午前１０時２１分）

議長 本会議を再開いたします。

日程第６、議案第９２号。財産の取得についてを議題と致します。職員の説明を省略し提案理由の説明を求めます。教育委員会管理課長。

教委管理課長 ただいま上程いただきました議案第９２号。財産の取得についての提案理由をご説明いたします。

遠距離児童・生徒の通学のため、現在町有スクールバスとワゴン車の計６台のほか、業者委託により８路線を運行しているところでございます。

この内、門静、苫多線を運行している５５人の中型スクールバスについては、平成５年度購入したもので、１０年間使用しております。走行距離は１７万８、０００kmに達しております。また、車体外部や内部にも錆が目立ってきており、全体に老朽化が進んできておりますことから、同バスを更新するため本年度、特定防衛施設施設整備事業交付金により、中型スクールバスを取得し遠距離児童生徒の通学に万全を図ろうとするものであります。

１、財産の種類であります。物品であります。２、名称及び数量ですが、中型スクールバス１台でございます。３、契約の方法につきましては、地方自治法施行令第１６７条による４者による指名競争入札でございます。４、取得価格につきましては、金１、４５９万５、０００円也であります。５、契約の相手方ではありますが、帯広市大通南７丁目８番地、東北海道いすゞ自動車株式会社であります。次ページをお開き願います。参考として、スクールバスの形式等ではありますが、KK-LR233J1であります。エンジンにつきましては、ジーゼルエンジンでございます。乗車定員は５５名であります。総排気量は８、２２６CCであります。馬力は２２５PSでございます。総重量は９、５４５kgでございます。全長は８、９９０mmでございます。全幅は２、３００mmでございます。全高は３、０６５mmでございます。

２、納入期日でございますが、平成１６年３月１５日でございます。また、取得する中型スクールバスの概要図につきましては、１１ページご参照願いたいと思います。以上、簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長 これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」の声）

議長 なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

議長 日程第7、議案第93号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第8、議案第94号、厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。以上二件を一括議題と致します。職員の説明を省略し提案理由の説明を求めます。助役。

助役 ただいま上程いただきました議案第93号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第94号、厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

人事院は、去る8月8日に、衆参両院議長及び内閣総理大臣に対しまして、一般職の公務員の給与等について報告をし、給与の改定について勧告しております。

本年の勧告は、デフレ不況による民間企業の給与抑制を受け、公務員給与が民間を上回る逆格差の是正のため、昭和23年の本勧告制度創設以来初めて、本給月額を引き下げた昨年度に続く、二年連続での本給月額の引き下げとなるなど、5年連続でのマイナス勧告となっております。

内容は、一般職国家公務員の全俸給月額を、1.07%引き下げるほか、期末手当を0.25月分引き下げること。配偶者に掛かる扶養手当を500円引き下げること。さらには通勤手当の6ヶ月定期券低廉な価格による一括支給への変更などでございます。

国においてはこの人事院勧告を受け、10月10日には一般職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が成立し、10月16日に公布されたところであり、本町におきましてもこの均衡を考慮し、国に準じた内容で職員給与の改正をするため、本条例案を上程するものであります。

改正条文の説明をさせていただきますが、今回の改正は、昨年同様、ひとつの条例の同一条項について、施行日を変えて改正する必要があります。改正条例は、二つの条から構成しており、まず条例の一部改正を第一条で行い、第二条の改正に先行した施行期日を附則で定めております。

第二条で、同一の条例について改正することとなりますが、第一条の規定が本文に先に溶け込んでおりますので、これが溶け込んだ後に第二条の改正が行われる改正手法を取っておりますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

なお、議案説明資料と致しまして新旧対照表を配布させていただいておりますので、参考に供していただきたいと存じます。

まず、議案第93号の説明から入らせていただきます。議案書12ページをお開き願いたいと存じます。第一条ですが、職員の給与に関する条例第7条第3項の改正では、扶養手当の月額を定めておりまして、この規定中、配偶者に関わる扶養手当の月額を現行、14,000円から13,500円に500円引き下げる内容でございます。これは民間における家族手当の支給状況、子を扶養する家計負担の実情を考慮し引き下げる内容でございます。

次に16条の3第2項の改正は、期末手当の算定に掛かる規定ですが、本年

12月期の支給割合を100分の170月から、100分の145月に、100分の25月分引き下げる改正内容で、これにより期末手当の年間支給割合は、100分の325月分から、100分の300月となります。これは、民間におけるボーナスの支給との均衡を図るためのものであります。

次に、別表1につきましては、職員の一般給料表を定めているものですが、議案書の13ページの表のとおり月額で定められており、この平均改定率は、マイナス1.04%となります。

以上が改正する条例の第1条の関係でございますが、この施行日は、附則において本年12月1日とするものでございます。

続いて議案書14ページをお開き願います。第2条の改正内容についてご説明申し上げます。前段で説明しましたとおり、第1条の改正が、本年12月1日に施行された以降において、さらに条例の内容を改正し、平成16年4月1日から施行しようとする内容でございます。

第15条第2項中の語句で、「月額」を「額」に、「応じて、当該各号に掲げる」を「応じ、当該各号に定める」に、それぞれ文言を改めまして、同項第1号を改めるものであります。この第1号を改める内容ですが、これまで交通機関により通勤している者に対し、一ヶ月単位で支給している通勤手当について、6ヶ月までの支給単位期間により当該期間の定期券購入に要する金額について支給する内容となっております。

次に、同項第2項第2号リ中「以上」の次に「45キロメートル未満」を加えまして、同号にヌ、ル、ヲ、ワを加える内容でございます。この改正内容は、40キロメートル以上の距離で通勤している職員に対して、これまで一律20,900円を支給していたものを、支給額算定の距離を4段階追加し、45キロメートル以上について、5キロメートルを超える毎に900円がそれぞれ増額支給となるものでございます。

第15条第2項第3号中、「応じ、」の次に「前2号に定める額（1ヶ月あたりの）」を加えて、その差額が45,000円を超えるときは、その額と45,000円との差額の2分の1が5,000円を超えるときは5,000円を45,000円に加算したという文言を、「が55,000円をこえるときは、そのものの通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た」という内容に改めるものであります。

この第3号の改正は、通勤のため交通機関を利用して運賃などを負担し、さらに自家用車などを使用することを常例とする職員に関わる通勤手当の支給限度額の改正でありまして、この支給限度額を、5万円から5万5,000円に引き上げるとというのが改正の主な内容でございます。

次の改正は第15条第3項中の語句で、「前2項」を「前各号」に改め、「の支給」の次に「及び返納」を加え、同項を同条第6項として、同条第2項の次に第3項、第4項及び第5項の三つの項を加える内容です。

追加します第3項では、通勤手当の支給日を定め、第4項では支給単位期間として支給された手当の額のうち職員の事情によって支給単位期間の途中で離職した場合などの返納について定め、第5項では支給単位期間の定義を定めてございます。

次に第16条の3第2項の改正についてでございますが、第1条で平成15年度の期末手当の支給率が0.25月分引き下げられる改正が行われ、当該規

定が条例本文に溶け込んだ後に平成16年4月1日施行として、期末手当の支給割合を改正する規定です。

期末手当総体では、平成15年度と16年度の支給率の変更はございませんが、6月期及び12月期の支給割合の率を変更するものです。6月期においては100分の155から100分の140に、100分の15月分引き下げ、逆に12月期においては100分の145月から100分の160月に、100分の15月分を引き上げるものでございます。

以上が改正する条例第2条の関係でございますが、この施行は附則において平成16年4月1日にする内容でございます。

次に附則でございますが、第1項は施行期日の規定でございまして、第1条の規定は平成15年12月1日から、第2条の規定は平成16年4月1日から施行する内容でございます。

附則第2項、第3項につきましては、給料表の改正に伴い必要となる切り替え措置について規定してございます。

附則第4項につきましては、本年12月に支給される期末手当の額についての特例措置でございます。内容は、今回の改正によって計算される12月の期末手当は、本年4月1日から11月30日までの間に生じる官民格差相当分として、計算される額を減額調整する内容でございます。

附則第5項については、規則への委任規定でございます。

続きまして、議案第94号、厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、条項番号が異なるほか改正内容が先程ご説明した議案第93号と同様の内容でございますので、説明を省略させていただきたいと存じます。

なお、議案第93号と94号の条例改正に伴いまして、一般会計では約4,000万円、水道、病院企業会計を含む全会計で、約5,900万円の減額となりますが、これらに関する予算補正につきましては、12月の定例町議会に上程させていただきたいと存じております。ご了承をお願いします。

また、本条例案につきましては過日、厚岸町職員組合とも協議を済ませ、妥結しておりますことをお伝えし、大変簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長 これより質疑を行います。2番。

2番 こういう厳しい、究極の財政の中で、私も理解できないわけではないですが、職員も我々も一致団結して乗り越えて行かねばならないという気持ちは持っております。しかしながら、5年間くらい毎年減額されてきているんですけども、出来れば5年前に遡って給与がどの位減額になって節約されてきたのか、数字を教えていただきたいと思います。

それと、職員数についても5年前からどういう推移をしてくているのかお教え願います。

議長 助役。

助役 本年の人事院勧告によります職員給与の減額は、平成11年から引き続き5年連続して引き下げる内容になっております。平成11年度は給与費負担分を

除いておりますが、総額4,450万円程。平成12年が2,650万円、平成13年が630万円、平成14年が約5,600万円、本年は特別職の分も含んでありますけれども、総体で6,080万円程。この5年間で1億9,400万円が総体で減額されております。

職員数でございますが、四役、正規職員及び嘱託職員を含む給与費で措置されている職員の数ですが、平成11年が418人、12年が409人、13年が404人、14年度が397人、平成15年度は383人と、11年度に比べ29名の減員となっております。

議長 2番。

2番

いまお聞きすると、5年間遡って、毎年給与の減額ということでございます。人勧が言う民間との給与の格差なんですけど、去年の12月も私申し上げたと思うんですけども、やはり皆それぞれ給与によって長期計画を立てているんですね。皆それぞれの家庭がですね。

月に20万円の給与であれば20万円の生活設計を立てております。30万円なら30万円のを立ててるんですよ。長期の生活設計をそれぞれ皆、立てながら、新築したり、教育費に使ったり計算しながら生活しているわけなんですよ。

人勧が言うように民間との格差は確かにあるんですけども、それぞれのですね生活設計を持っている中でですね、こういうふうに毎年給与を下げていくということは大変なことだろうと思うんですよ。

例えば給与表を見て、一番子育てに、また教育費にお金が掛かる35歳前後から40歳前後でどの位の平均的な所得があるか聞かせていただきたいと思います。

それと過去5年間のお聞きしますと、11年度一人単価にすると10万6,500円くらいの減額になってますね。12年で65,000円、13年度になると15,600円ですか、平成14年になると13万8,500円ですよ。それで平成15年概算で約15万9,000円と、年間これだけの給与が下げられているわけですよ。繰り返しになりますが、生活設計立てて、これであれば一番お金掛かる30代中、40代前半は大変なことだと思うんですよ。

厳しいことは分かりますし、職員にこういう負担をかけていくということは分からないではないんですけども、果たしてこれが妥当な方法なのか。もっと違った方法が何かあるんじゃないのか。

例えば公共事業の中でちょっと工夫すればこれくらいのお金出来ないのかなと、そういう気もあるんです。

もう一つお聞きしたいのは、5年間こういうかたちで来たんですが、来年もまたそういうことを考えているのかどうかその辺もお聞きできればと思いますがいかがなものでしょうか。

議長 助役。

助役

職員の生活給を減額するというのは、大変残念なことであります。それぞれ扶養等を抱えておられる方もたくさんおられますし、将来の生活設計というものをある程度見込んで計画を立てておられるというふうに認識をしております。

けれども、これは昨年あるいは11年度から5年間連続して職員給与を減額してきているわけでありましてけれども、組合との話し合いの中でも、我々公務員の給与は、官民格差というものを人事院が調査を致しましてその差額の均衡を図っていくという原則に立って給与改定が為されているということで、これはその調査結果によっては、上がる時もあれば下がる時もあるというふうに説明をさせていただき、双方そのように組合の皆さんも理解していただいていると認識をしております。

厚岸町役場職員の平均を見てみますと、43歳、高校卒25年勤続で配偶者1、扶養者2名と捉えて計算いたしますと、5年間で約55万円近い年間給与額を減額してきているところであります。

これはその年の官民格差というものを捉え、情勢適用の原則と言われておりませけれども、民間事業者の給与実態と合わせてその均衡を図るということは地公法で定められておりまして、その手法を取らざるを得ないということをご理解いただきたいと存じます。

さらには公共事業等でこれらの、本年度でいいますと6,000万を超える金額というものは何とか手当てできないのかというご指摘でございますけれども、ここ数年この公共事業あるいは三ヶ年の事業計画というものをどうするか、町民の皆さんのご要望にどう答えていくかということ、部内でも議論しておりますが、一般財源の捻出が相当厳しくなっている。地方交付税をはじめとする国からいただいているお金というものが、我々の予測を越えて減額されてきている状況下にあつて、公共事業に充当できる財源の捻出というものが相当厳しくなっている状況であります。この公共事業を実施するに当たっても効率的な財源というものを考慮して事業貼り付けを行っているという状況でございます。公債費あるいは防衛交付金を除いてこれらの財源の捻出が大変難しいというふうに考えております。

それから、来年度はどうかということについては、現段階においてはどうするこうするということはお答えすることは出来ませんが、民間では、ベア無しあるいはベア引き下げあるいは賃金カット、リストラなど、相当厳しい状況が続けられていることでありまして、来年もこの官民の比較とすることをベースにして給与改定を行わなければならないのではないかと考えております。

議長 2番。

2番 ちょっと2回目で言い忘れましたが、今回の給与減額の中に住宅手当は含まれているのか。おそらく含まれていると思うんですが、例えば自分の家を持つての方は当然影響あると思いますが、若い職員ですよね。まだ借家住まいだというような職員あたりは、5万だとか6万の借家に入っていると。これは大変若い人に負担が覆い被さってくるんじゃないのかなという心配もあるんですよね。そういう危惧もされるなど。

先程の配偶者と子ども二人の額で年間55万円の減額って言ったら大変なことだと思うんですよね。5年間でですね。だいたい子どもを大学までやるといったら日本の場合、4年制ですね。4年間この55万があると無いとでは大変なことだと思うんです。みんなそういう長期的な下に家計をやりくりしてるんですよね。5年間で55万ならたいしたこと無いじゃないかって言う人もいるかも知れませんが、これは大変なことだと思うんですよね。

来年はどうか分からないという答弁なんですけれども、是非ですね、これ以上職員給与についてはですね、減額処置して貰いたくないなど、すべきでない。もっと違ったかたちで財政難を切り抜けていくべきでないかと私はそう思うんですが、その辺伺います。

議長 助役。

助役 住宅手当の関係ですが、今般の人勧によりまして住宅手当の改正というのが勧告されてございます。これは昭和23年に人勧制度が発足されて以来、初めての勧告になります、住宅手当の関係につきましては。

これをどうするかという議論は、組合とも協議しまして、国家公務員の場合の住宅手当、これは、国家公務員は広域移動等があつてあるいは官舎等がきちっと整備されていて、我々のおかれている状況とは違うだろうという議論が組合側からありました。この件に関しましては現在、持ち家を奨励する意味で、厚岸町の場合は住宅手当月額持ち家を持たれている方は8,000円支給してございます。これは、触らないと。今回の改定には該当させないということで話し合いをされておりまして、この度の条例改正にはそれも含まないということにしてございます。

管内の他町村も同様の措置を取られているということでございます。それから、こういう社会経済情勢の厳しい状況の中、5年連続職員給与を引き下げてきたということ。43歳の方で見るとこの5年間の減額総体が55万円弱になるというのは大変厳しく、生活設計にも大きな影響があるのではないのかと心配しておりますけれども、一回目の答弁でもお答えさせていただいておりますけれども、「民間準拠」という考え方を基本ベースに行ってきていることでありまして、公務員給与を引き上げるときだけ人勧に従い、あるいは引き下げるときはこれに倣わないということであれば、税金を納めていただいている町民の皆さんにも理解あるいは納得していただけないだろうと考えまして、大変残念で苦しい思いでありますけれども、こういう措置を取らざるを得ないということをご理解をいただきたいと存じます。

議長 他に。8番。

8番 第15条関係で、通勤の関係でお尋ねいたします。いま、職員の中で、町外からやむを得ないだろうと思うんですが、何名程、企業職員含めて給与に関わる関係で支給されている職員は何名程いらしゃるのか。それで、その方の通勤方法は。

町としても優秀な人を採用するという手前、釧路市内あたりから採用することになれば、技術的なものがいらっしゃるのか。最終的に住居の自由ということで何処に住んでもいいという立前になっているわけですが、厚岸町としてそのことについてどう思うのか、持ち家も含めて問題が出てますが。

以前は、町内に住みましょうというのが、美徳的な発想だったんだが、いまはそういう時代じゃないと思うのか、そのへんの考えと対応についてお聞かせください。

議長 助役。

助 役 町職員の町外通勤者数でございますが、釧路支市から１０名、釧路町から６名、浜中町から１名です。

今回の条例改正に伴います部分で該当になる人数で４０kmから４５kmに該当する職員が９名と捉えております。これは職員に対して出来るだけ町内に住んでいただきたいという希望は申し上げておりますけれども、強制は出来ないと言うことございまして、通常勤務、８時４５分から５時４５分に定められた勤務時間に通勤できる範囲内でこれを認めている状況ですのでご理解をいただきたいと存じます。

これら町外から通勤している職員は、自家用車を用いて通勤しております。先程答弁しました４０kmから４５kmが５名、４５kmから５０km以内が９名という数字でございます。数字を訂正させていただきたいと存じます。

議 長 ８番。

８番 いま言われたように強制は出来ない。確かにそのとおりなんです、町民からすれば町内というか町のために働いていただく。その考え方について今後、町長の考えとして口を挟む余地もないのか、中途採用というかたちで資格を持っているとか優秀だとか技術を持っているとかでやむを得なく、向こうに住んでいた方を採用してきてるかたちだと思うんです。

今後もその傾向は強くなると私は思うんです。道路事情も良くなって通勤圏内が広がっていくと思いますから。ただ、それに対する基本的な考え方をお聞きしたい。

議 長 町長。

町 長 いま助役から答弁がございましたとおり、町外から通勤をされている職員がおるわけであり、私としましては、願わくば厚岸町職員は町内に住んでいただきたいと考えております。

しかしながらこれを強制できるものでないことはご承知のことと思うわけがあります。

しかしながら円滑な町政を推進する上においては、去る９月２６日の大地震のごとく職員の招集をするに当たってもやはり町内にいるのと町外にいるのではやはり時間差というものがあるわけございまして、そういう場合を考えて時はやはり出来るだけ町内に住んでいただき、厚岸町民の福祉向上のために頑張っていただきたい。斯様にも考えるわけございまして、私も町長になりましたから二年有余立ちましたけれども、町職員の採用に当たってはこのことは強く要望しながら面接をしている経緯もありますことをご理解をいただきたいと存じます。

議 長 １６番。

１６番 いまの質問に加えてお聞きしたいことがあるんですが、人数によっていまザッと計算して、１７名いるといたら、２万１，８００円から２万４，５００円を平均すると、一人当たり２万３，１５０円で、１７名かけると年間３９万３，

５５０円になるんですよね。

この金額がどうのというより、民間で考えるとこの金額が多いとか少ないという前に、民間との比較の中で、じゃあ何名くらい増えたら危機感感じて何名くらいの時にこんなもんでいいべかっていうね、その感覚が僕にとっては分からない部分なんですよ。

要するに困ってしまってから対策を講ずるんじゃなくて、いまここまで財政ゆるくないから何かを見直そうとして一所懸命見直している部分でこうなってしまってから金額を少しづつ下げましょうっていう部分で、その感覚の問題が一番先にとらわれてくるんじゃないかと思うんですよ。

平均に給料の多い人も少ない人も、平均に下げるということは、先程２番の安達議員が申し上げたとおり、給料の格差というものから踏まえて、同じ率で下げるということは、僕はおかしいんじゃないかと思うんですよ。少ない人は少ないなりに、多い人は多いなりに、それが本当の公平だと思うんですよ。そのへんの感覚もどうなのかなと。人間の感覚の問題だと思うんですよね。それちょっとお聞きしたいと思います。

議長 助役。

助役 先程の２番議員のご質問にもお答え申し上げましたが、平成１５年度で３８３人、特別職も含めて職員がおります。このうち、１７人が町外から通勤している状況で、いま１６番議員、何名以上が町外からどうのというご質問がございましたが、その数については私共は実際にお答えすることが出来ません。

何処に住むかということは本人の自由意思に基づくものであらうと思います。ただ、町長が答弁しましたとおり、公務員としての責務というものがありますから、これは常識の範囲内で通勤可能なところに住んでいただきたいというふうに申し上げるしかお答えをすることが出来ませんことをご理解をいただきたいと存じます。

それから、給料表の減額方法ですがこれは先程言いましたが、厚岸町の給料表に照らし合わせますと、国は平均１．０７％の改定率になりますが厚岸町は平均１．０４ということで、これは一律一級から八級までの職員で１．０７をかけた数値をこの給料表に反映しているわけではございません。それぞれの等級によって、それぞれの号棒によって給料表が改まっていくということでございます。それから、過去の人事院勧告にもございましたが、早期立ち上がり方式といいまして、若年労働者に対する給与の増額改定というものは為されてきた経過があり、その経過を踏まえてこの別表１の一般職の給料表が成り立っているということをご理解をいただきたいと存じます。

議長 １６番。

１６番 町の税金の主たるものを扱っている感覚としてね、人間としての感覚というものがやはりとらわれてくると思うんですよ。上に立つ者の。その部分について、国がこう決めたんだから厚岸町はそのとおりでいいんだと。じゃあ、ほかの町村はそれ以上にやっている部分があるのに厚岸町は決められた部分でやればいいんだっていう感覚でしかないと思えていいんですか。

議 長 町長。

町 長 今回の人勧に基づく職員給与等の改正であります。先程来から助役が答弁しておりますとおり、厚岸町における財政事情も考慮しながら今回の改正に提案しておるわけでございます。人勧から勧告があったからそのとおりやるのかというのかと言うことですが、やはり民間との格差の是正というのが今日の大きな課題になっておるわけでございます。人勧におきましてもその点を十分考慮しながら勧告しておるわけでありまして、その中で閣議決定した今回の人勧においても、地方公務員については、今日の財政事情、そしてまた民間給与、生計費等含めて、十分考慮いただきたいという要請をあるわけでございます。私としてはこの人勧に基づく給与の改正が妥当のものであるという認識に立って提案をいたしておるわけでありまして、どうかこの点についてはご理解をいただきたいと存じます。

議 長 1 番。

1 番 いま皆さんのおっしゃったことを尻馬に乗るようで申し訳ありませんが、まず14ページの15条の2の手当ですね、いままでは40kmだったものを60kmにしたという意図がですね、いまの議論を聞いていて余計に分らなくなってきたんですよ。それで明確にさせていただきたいんですが、住居地を強制することが出来ない。これは当たり前のことでして、そのこととこの条例で新たに、ヌ、ル、ヲ、ワと4項設定したこととは私はまったく別物だと考えます。

そうすると厚岸町としては、答弁した担当者も町長としても、特に町長は地震の時のお話しをだしながら、町民福祉を含めた行政の円滑な推進のためには、町内に住んで貰いたいんだということをおっしゃっていた。余談で申し上げませんが、あの時私も役場にすぐ行って目の当たりに見ましたが、10分か15分の間にだいたい7割から8割の職員が、自分のうちを全部投げてこの対策本部に詰めてますね。これは私は頭が下がりました。涙が出る程感激いたしました。自分の家を全部捨ててこなければ、その時間には役場の中には入れないわけですから。そういう優秀な職員が厚岸町の行政を支えてるんだと、改めて思いました。

その時に確かに60kmも離れたところにいればですね、これはすぐ走っても一時間では来れないですよ。そういうことを思いますとやはり町長のおっしゃるとおり厚岸町内に住んでいただきたい。よしんば東京の方が厚岸町の試験を受けて入っても、住むのは厚岸町で住んでいただきたい。そうすれば住民税だって入るし、厚岸町に家を建てれば固定資産税だって入りますからね。

というような意図と、ここで、離れているところの方に通勤手当を出すということについて、いままでは40km以上は一律だったのをその上に加算していくことはどうも逆の方向のように思われる。どういう意図を持ってこの様な追加をなさったのか、明確にお答えいただきたい。繰り返しますが、住居地を強制するという、出来る出来ないという話とはまったく別個の次元の問題だということをつけ加えながらお聞かせ願いたい。

根幹の問題に入りますが、いま私、賛成とか反対とかいう意図ではなく、質問の段階ですからまったく分からないことを聞いているので、構えないでお聞かせ願いたい、こういう議案が出ますと、これは切ないわけですよ。質問す

る方だって答弁する方だって、職員の生活費を切りつめようっていうわけですからこれはお互いに切ないわけで、切ない同士の質問と答弁だということだと思ふんで、声も何か湿るんですが、それでお聞きするんですが、こういうような議案が出たときには必ず二方向から、反対意見を持つ方は出るんじゃないかと思ふんです。ひとつには先程来から削られる身になってみろという話ですよ。もう一つは、いまの厚岸町の財政や経済状況から考えて、こんなものでいいのかという式の議論も当然出てくると思います。論理的にはね。

それで町の考えを明確にさせていただきたいんですが、今回のマイナス調整ですが、これは官民格差の是正、民間準拠という意図から、人事院勧告がされ、それに厚岸町も倣うという趣旨というふうによりいまの議論を聞いていて思いました。それで、いま、財政が大変だという話は枚挙にいとま無く聞いております。地方交付税がどんどん減らされていくという話もいま答弁の中にありました。そうすると、厚岸町の財政に使用するお金そのものの、総額がどんどんしぼんでいく状況にあると。そういうことから、単独でやれるのかやれないのかという話から合併なんていう話も出てくると思ふんですけれども、そういう財政の非常に危機的状況を立て直すための健全化計画という面からいって、人件費をどの程度に抑えなければならないかという議論から、これは総額論からいくでしょうからその全体に占める人件費の割合が突出してしまえば、押さえざるを得ないわけですから。

その時に、一人頭で削るのか、人数で削るのかという極論まででてしますかと思ふます。そういう議論と今回のこれとはまったく別物なのかどうか。それとも今回、人勧に依拠してこれだけ給与を下げざるを得ないということで、少なくとも平成16年度についての給与問題はこれで終わりという財政再建計画と連動してというかその一部なのかという点についてが、いまの答弁や議論の中からは明確でないので、その点町の考えをきちんとお聞かせ願いたいわけがあります。

議長 助役。

助役 この度の条例改正案のうち、通勤手当の改正趣旨でありますけれども、これは先程も述べましたとおり厚岸町外からの自家用車による通勤者が現実存在しているということ。

それから、人事院勧告で勧告されております民間における通勤手当の支給状況を勘案しまして、新たに4段階、自動車通勤による通勤手当の額を引き下げるといふ改定内容を行っております。これは先程、提案理由説明でも申し上げ増したが、40km以上ということではいままでは一括りにしておりましたが、それ以上は5km毎に段階を設けて改正をさせていただいているという内容でございます。

この度の勧告の趣旨を踏まえて条例改正の内容を上程させている内容でございますけれども、これらの状況につきましては、一人、人勧に倣ったという考えではなく、厚岸町のおかれている財政状況は非常に厳しいということでございます。この人件費の抑制方法としまして、人勧に基づく今回提案させていただいた内容、その他に現在組合とも協議しておりますし、財革委員会とも議論しておりますのは、例えば特殊勤務手当の見直しあるいは寒冷地手当の見直し。これらにつきましても見直しする方向で現在検討作業を進めております。

いずれにしても財政のおかれている状況非常に厳しいものがありますが、これらについては総合的にこれを進めていかなければならないというふうを考えてございます。

（「答弁じゃないな、これじゃな。」の声）

議 長 1 番。

1 番

本会議ですから三回しかないんですよ。そういうコンニャク答弁されたんじや何が何だかさっぱり分かんないんですよ。まず第一に、通勤手当についてなんの答弁にもなってないですね。提案理由の説明繰り返しただけでしょ。私が聞いているのはね、町としては町内に住んで欲しいんだという基本的な考えを持ってると。当然、面接でもそういうことを言うと思いますよ。それと、ここでもって、ヌ、ル、ヲ、ワと遠くから通って結構ですよ。お手当出しますよっていうこのいわば規定をですね、付けたということの間が矛盾しないのかって聞いているんですよ。

ちょっといまの助役の答弁から、趣旨を伺わせるものがひとことだけありましたが、それを私のほうから言いますね。人事院勧告の段階に合わせたから。人事院勧告でそうなっているからそのとおりにやったんだということですよ。それ以外には意図と思われるものはまったく見えてこない。今回はこうだったんですけどこうしました。

私が聞いているのは何故やったんですかって聞いているんですよ。答弁になってないですよ。議長この旨は考慮してください。

それから二件目ですが、これも私がお聞きしてるものと答弁になってないですね。総合的に色々ありますけれども、今回は財政も厳しいので今回は人件費の抑圧を図りました。それは何かというと、人事院勧告は民間準拠、官民格差の是正ということをおっしゃるので、同じ率で削りました。

私が聞いているのは、今回は人勧も出てることだし、民間準拠、官民格差の是正という範囲でもってやったと。しかし、財政再建計画に基づき大なたを振るわなきゃならないことが考えられるであろうと。それとこれとは別なんだということなのか、それとも大なたの一環として、少なくとも16年度に関しては、給与というものに関しては、財政の健全化を行う一環の中のひとつとして前もってこれだけやったのかということをお聞きしているんですよ。何はともかくというように話をされては、私の質問に対する答弁にはなってないんじゃないかと思うんですがいかがでしょう。

こういう答弁でもって一回づつ、はいあなた三回で終わりですよと言われたんでは議会の議論になりませんよ。よろしくお願いします。

議 長 通勤手当の今回の改正につきましては、先程来の質疑のとおり、一方では出来るだけ町内に住んでいただきたいというお願いをしている。一方では長距離通勤者に対する手当をしている。

施策的には、改正内容は、これと逆行するかたちになっております。これは、十数名の職員が町外から通勤されているこれらの方々はそれぞれやむを得ない事情があって町外から通勤されているものと認識しておりまして、これらの措置をするのはやむを得ないだろうということでこの改定をさせていただくべく

上程させていただいておりますことをご理解をいただきたいと存じます。

この度の人勧に基づきます改正は、全体の町財政状況とはまったく関係ないとは言えませんが、この人勧というものを尊重したかたちでこの改定を行わせていただきたい。これとはまた別に厚岸町の財政状況を勘案したかたちで他にその人件費等の抑制策が出来ないかということにつきましてはこれは今後とも検討協議を進めてまいりたいと思いますのでご理解をいただきたいと存じます。

議 長 1 番。

1 番 そうするとこの 15 条第 2 項の規定については、人事院勧告の中にこういう枠があるからそれを参考にしてというかあるいは尊重して付けたというのではなくて、厚岸町が独自に考えたわけですね。

それは、厚岸町の理事者の考えとは相矛盾するものではあるけれども、人道的見地からこの様なものはやらざるを得ないということで厚岸町が望むこととは逆行するという条例の作り方なんだけれどもやったと。そういうことです。

その次の全体的な話ですが、財政の健全化計画というかたちで今後あらゆる分野で大なたを振るうというものについてはまた別途考えざるを得ません。職員給与、この場合一人当たりとか人数とかの具体的な問題は何も出てないのでここで先走ったことはいえないと思いますが、大なたを振るう場面はこれから出てくることは十分に予想されますよということだと。大変辛い話なんです、いまの答弁はそう聞こえました。

であるとするならば、なるべく早いうちに、ある部分だけ大なたを振るいまずと言ってそこだけの話をするのではなくて、全体の中でこの分野では何割、100 億あったとしたら 3 割なら 30 億ですか。というふうにこの分野は何割、この分野は何割と。概算でもそういうものをきちんと示してからでなければ出来ないと思うんです。そういう大きな全体像を早急に示す必要があるんじゃないかと思われませんが、そうでなければこの様なかたちでですね、今回はまあ人勧に倣うということでこの様に出るというわけですから別個だとおっしゃるものの、やはり今日の財政状況とは関係ないわけじゃありませんよね。

一部一部のものしか出てこないかたちで、全体像が見えなければ、これはやはりその対象になる分野の方達の不満だけが残るというかたちになりかねませんので、厚岸町がこれから団体として存続していくためにはこういう厳しい状況がくると。その中のこれなんですという話は、早急に示す必要があると思いますがその点はいかがでしょう。

議 長 助役。

助 役 前段の改定内容の 4 項目の追加内容ですが、これは人勧に倣ったかたちでの改正でございます。考え方としましては先程答弁しましたとおり、町外からの通勤者がいると。これは公務を背負っている職員として、出来るだけ町内に住んでいただきたいという考えはございますが、それぞれの家庭の諸事情によってやむを得ず町外に居住せざるを得ないという職員でありますから、これらの職員に対する対応につきましても、この項目を増やすことによりそれなりの措置を取りたいということでこの改正を上程させていただいております。

財政状況に関するお話しですが、財政改革委員会、庁内の部内組織で検討しております。これらの検討状況につきましては最終的にこういう方針でという形を示すのではなく、中間報告といいますか、現在審議しております内容につきまして出来るだけ早い機会に議会にもお示しをして、さらには広報を使ってその報告をすべく現在作業を進めております。

いずれにしても、大変厳しい財政状況にありますし、今後も続くだろうと。来年度は公債費の償還で18億を超える最大ピークを迎える状況もありますし、交付税も減額されている状況を鑑みて、一人一人件費のみならず、財政状況を勘案し、あらゆる場面で無駄を省いたりあるいは応分の負担をいただくことも合わせて現在検討している最中でございます。これらにつきましては出来るだけ早い時期に最終方針決定を待たずに、中間での報告もさせていただきたいと考えますのでご理解をいただきたいと存じます。

議長

14番。

14番

給与の問題についてですね、いままで質疑が行われておりますので重複しないように私なりの観点で若干質問をしたいと思います。

いま国がとっている構造改革ですが、結局、大銀行や大企業には税金をどんどん注ぎ込むけれども、日本経済の6割を占めるといって一人ひとりの家計ですね、ここをどう手助けしていくかという点ではまるっきり反対の方向に行っているんですね。負担はどんどん増やす。年金のように現在貰っている給付額を減らしてしまう。家計が暖まりっこないんですね。それで日本経済というのは泥沼に落ち込んでしまっている。そういう観点で今度の人勧に基づく給与削減について考えてみますと、先程お話しにありましたようにこの5年間で約2億。今年度は約6,000万ですね。5年間の家で一番大きな額減らされる。

こういうことがですね、地域経済にも影を落としているのではないのかと思うんです。税金や予算の使い道が、国の場合、まったく逆立ちしているのではないのか。そういう考えを私は持っております。

いってみれば地域経済に落ちるべきお金が2億落ちなかったということがいえるのではないのかと思うんですね。その点についてお考えを伺いたいと。

それから、人勧の問題であります。官民格差の是正というふうにおっしゃっておられるが、昨年と今年、人勧で初めて月額が減らされましたね。いままでは年収が減らされてましたが。昨年の人勧によって賃下げが行われた。これが今年の春ですね、やはり民間の給与そのものを下げさせた、いわば賃下げの悪循環がやられているのではないのかと私は思うんです。

官民格差の是正といっているけれども、中身はそんなものではないのかなというふうに思うんですね。

もう一つは、働くものの権利という点からいってどうなのかと。そもそも人事院が置かれたのは、公務員からストライキ権を剥奪して、その代償機能として人事院が置かれたことはご承知のとおりであります。そこで、賃金問題については人事院が勧告するということが行われてきたんですね。

ところが5年前に、それまではプラス勧告であったが、マイナス勧告になったと。そのことを考えればいわゆる人事院の代償機能というものが既に失われているのではないのかということだと思いませんか。本来の目的を果たしていないと。

次に、条例でも明確になっておりますが、4月に遡って期末手当で調整を図るというのは、不利益不遡及の原則に反している。最高裁の判決にも反していることではないのか。この点はやはり私は厳しく問われなければならない問題ではないのかと思うんです。そういうことについてどのようにお考えでしょうか。

財政の厳しさという問題もありますし、地域の中では職員給与は高すぎるのではないかという声もありますね。そのへんについても一度あなた方のお考えをお伺いいたしたいということなんです。

仮にこれを認めるにしても、給与の削減によっていわば浮いたお金の使い道。私は、福祉や医療、教育あるいは雇用の確保に充てられなければならないのではないのかと思いますが、その点はいかがですか。

議長 助役。

助役 地方自治体が現在置かれている状況は、ただいまご質問者のいわれているとおりの部分がございまして、あらゆる分野で国民に対する負担増あるいは給付減という部分が進められて検討されているようでもありますし、一部進められている部分はあります。大変心配しているわけでありまして。

この度の給与改定に伴い枡影響額、6,000万を超えるということでございまして、これはすなわち町に環流するお金が減るわけですから、全額とは申せませんが町の消費購買力の減退に繋がるというふうに考えております。

さらには公務員の給与の減額というものが民間に与える影響というものが多少なりとも無しとはいえないだろうと私共考えておりまして、例えば農協、漁協、他の民間企業につきましても一定の影響を与えるのではないかというふうに心配をしております。

ご質問者ご指摘のとおりこの人勧制度は、労働三権のうち、団体交渉権あるいは争議権というものを制約されている公務員にとりまして、第三者機関による中立的立場での官民の給与格差を調査し、それについて民間準拠あるいは情勢適用の原則を持って給与の是正勧告をしていくことは、今後にも必要なことと考えておりますし、不利益不遡及の原則に関しましてはこの原則を堅持しなければならないということは重々承知しておりますし、さらにはこの件に関しては昨年も御議論いただきましたが、この度の改正手法というのは、不利益不遡及には当たらないというふうに我々は考えてございます。

しかし、考えていただきたいのは、民間の給与決定に当たっては、それぞれ労使が対等の立場で交渉し、年度当初にその年間給与月額というものを定められている。この状況を見て、年度途中でもってその格差を比較して、4月の給与ベースを基本として公務員給与というものの是正を図らねばならないという特殊なものであるということと是非ご理解をいただきたいと、そのように思います。それが附則の第4項で謳われている内容でございます。一方では町民の皆さんには親方日の丸で公務員給与は高いじゃないかというご批判もいただいております。これらにつきましては、条例でありますから町の経済状況も勘案しなければならないのは勿論のこととありますけれども、情勢適用の原則ということと他自治体との均衡を図らなければならないということ。これらを勘案してこの改定条例案を上程させていただいておりますことをご理解をいただき

たいと存じます。さらには、ここで6,000万円を超える額が減額になるわけでありましても、この使途につきましては、減債基金、財政調整基金その他社会福祉等の施策対応について維持存続していかなければならない教育施策多々あります。それらの財政需要に使って貰いたいと考えております。

また、これらの基金への積み戻しについては、昨年も答弁させていただいておりますが、組合からの要請もあることをご理解をいただきたいと存じます。

議 長 14番。

14番 ご答弁いただきましたが重ねてですね、議論するつもりもございませんが、もう一つ先程落としましたが、給与引き下げというのはそれだけに止まらない。いろんなものに波及していく。これは年金にも波及していきますね。その他色々な生活保護費の引き下げにも繋がっているいろんな面で影響が大きいものがあるわけです。これは厚岸町だけではなく全体の問題としていえるのではないのかと。それで、もう一つはこれからの財政運営をどうするのかと。先程議論がありましたが、これは28日に議会に一定の説明をなさるということをおっしゃっておられるようです。私は12月議会はひとつはこの中身が大きな論点になるのではないかと考えているわけですが、どういうものなのか。いまご答弁出来るものがあればご答弁願いたい。

議 長 助役。

助 役 この度の改定にあたっての影響につきましては、議員ご指摘のとおり月齢給に触ると。これは去年も行われているわけですが、これは年金にも波及しますし、退職金にも波及するというので、長期的に見ても大きな影響があると。単年度で見た場合は6,000万というお話を申し上げてますが、それ以上の影響額が出てくるということを考えておかなければならないと思います。

そのことは、町に環流してくるお金、将来年金あるいは退職金というものも含まれてくるわけですから、そちらも減額されると。大きな影響があるというふうに考えております。

今回の改定以外に、平成14年度スタートとした財政改革プログラムというものを立ち上げて、14～16という計画を作り、それを14,15で実行してまいりました。16で当時計画した内容では、9億6,000万の赤字になるという予測を建て、それぞれ単年度3億円づつの財源捻出が必要だということで、短期プログラムを作り、それを14年度15年度と実行してまいっております。これは金額的にはこの3億というものを達成しております。ただし残念ながら当時の予測以上に先程何度も答弁させていただいておりますが、国から入ってくる金がどんどん減ってくる状況下でこの第一期の財革プログラムを実行しているだけでは間に合わないという財政推計を立てました。

この推計につきましては議員の皆さんにおかれましても、9月と記憶しておりますが一部ご説明しております。そういう状況下におきましていま何をすべきかということを全職員挙げて議論してまいりました。

その中間報告を来る28日に議員の皆さんに中間報告というかたちでご説明したいと考えております。その内容につきましては、敬老年金の一部改正、国民健康保険税の一部改正、手数料あるいは証明手数料の一部改正、あるいはパ

ークゴルフ場の有料化といったような様々な分野に及ぶ内容でございます。

それらにつきましても議会の皆さんのみならず、町民の皆さんにもお知らせすべく現在その作業を取り進めている最中でございます。

議 長 他にありませんか。3番。

3 番 二点程ご質問させていただきたいと思います。一点目ですが、先程来議論を聞かせていただきました。16番議員のほうから給料の関係でご質問があったわけですが、ちょっと聞き漏らしたものですからこの点について確認したいと思います。

少なくとも今回の改定にあたって、人勸と町の考え方について町長からは現状の厚岸の財政状況含めて推計などを、数字は別にしても町として答申してきたと伺ったんですが、その後、1番議員からの質問中、将来に向けての財政推計について判断していくうえで、今回については人勸の意見を概ね踏襲しているというふうにぼくは、はて、どちらだったのかなというふうに伺ったものですから、そのへんについて僕は少なくとも最初に申されたように、町長のいわれたように確かに町民の皆さんは現状判断するに人勸以上に厚岸町の財政を判断するに非常に厳しいものがあるという声は皆さん周知の通りだと思うんですが、その中で町長はそういうものも含め、総体的に今回の提案と僕は理解させていただいたんですけれども、その後、1番議員さんから財政推計含めて町として独自の考えはどうだったんだと、こうしたご質問のときに、助役さんからは、ちょっと僕は聞き取れなかったのかどうか分からないんですけれども、むしろ人勸を主体にというふうに聞き取ったものですから、そのへんあやふやなものですからきちんと答弁させていただきたいと思います。

それからもういってんですが、29名程、5年間で人員削減されている。これにつきましてはおそらく自然減が入っているんだろうなと。退職される方、新規採用される方を少な目にして5年間でこの数字になってる。そうしますと、どちらかという構造的に、企業としては段階的に構造上ひずみが出るんですよ。5年間分人員削減してきているというのは経営者として甚だ良くないのではないのかと。そのへん将来もこの方法を取っていくのかどうか。当然、将来の財政推計などもきちとした上で、この人員体制含めてまだ整理がつかない段階なのかも知れないけれども、私はいつまでもこの様な方法で自然退職される方の人数を削減していくということは、次世代の厚岸町を考えるに良い方法ではないと考えますのでこの辺についてよろしく願いいたします。

議 長 助役。

助 役 まず一点目ですが、この度の給与改定の内容でございますが、これはあくまでも民間に準拠しなければならないという状況下にあって、官民格差というものの根拠になる調査資料というものを、人事院が作り上げて、この勧告を妥当として厚岸町は条例を上程させていただいていると。

今回上げさせていただいた内容のほかに、財政改革には人件費の抑制も含まれますけれどもそれらにつきましてはまた別途議会のご審議を煩わせてしまうこととなりますが、別途協議を進めている最中ですのでご相談を申し上げたいと思います。

二点目の職員数の削減問題ですが、これは、職員適正管理計画というものを作り、その計画に基づき職員の定員抑制を図ってきておりますが、この計画以上に人員削減が行われております。これは自然減というふうにおっしゃってありますが、退職に伴う補充というものをまるっきりゼロということではなくて、現在考えておりますのは4割程度の職員は補充していかなければならないだろうと。退職者の6割カットというものを一応の目安にして、現在、採用作業を進めております。

議員ご指摘のとおり、各年度によって採用人数に大幅な増減があるということになりますと、職員の年齢構成が大きく変わってまいります。その際に人件費の将来推計などを建てる時に大変苦慮することになります。それらも念頭に置きながら職員の数の適正化を図って参りたいと考えております。

議 長 3 番。

3 番 私は決して、少なくとも給料は、厚岸町役場職員の皆さんが胸を張ってこうなったんだときちんと町民の皆さんに理解していただくためにも、僕はきちんとしたほうがよいと思ったものですからあえてこの様に再質問させていただいたんです。

町長から、現状の収入状況、財産状況把握した中で将来の財務推計については非常に厳しいものもある。それらも現時点での判断でこういう判断に人勧含めた中できちんと全て網羅した中で判断したということによろしいんですね。

議 長 町長。

町 長 お答えをさせていただきます。人事院勧告制度につきましては、先程から議論があったとおりの内容になっておりますが、しからは強制力があるのかといえ、強制力は別にないわけでありまして。しかしながら、地方自治体においては、可能な限りそれが尊重されるべきものであるということで厚岸町におきましても昭和60年以降、人事院勧告に基づいて実施をされておるわけでありまして。当然、その中には厚岸町の財政事情というものも十分に考慮されるものである。斯様に認識を致しておるわけでありまして、今回の提案につきましてもそういう考え方に基きまして提案しておるわけでございます。

議 長 他にありませんか。

議 長 なければ質疑を終わります。はじめに議案第93号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長 次に議案第94号厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長 昼食のため休憩します。再開は午後１時とします。

(休憩時刻 午後０時０８分)

(再開時刻 午後１時００分)

議 長 本会議を再開します。この際、皆様にお諮りいたします。会議録署名議員の指名を日程に追加し、追加日程として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、会議録署名議員の指名を日程に追加し、追加日程として直ちに議題といたします。

本日の会議録署名議員として指名しておりました３番安達議員が所用のため途中退席しておりますので、新たに４番小澤議員を本日の会議録署名議員として追加指名いたします。

議 長 日程第９、議案第９５号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第１０、議案第９６号 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第１１、議案第９７号 町長、助役及び収入役並びに教育長の期末手当の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上三件を一括議題とします。職員の説明を省略し提案理由の説明を求めます。助役。

助 役 ただいま上程いただきました三件の条例の一部改正について、まず議案第９５号の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから提案理由のご説明を申し上げます。

先程、上程いたしました職員の給与に関する条例の一部改正でもご説明しましたとおり、本年の人勧につきましては２年連続の基本給の引き下げなど、民間の厳しい情勢を反映した内容のものでございました。

また、去年は町長、助役及び収入役の給料額につきましても、一般職の引き下げ内容に準じた給料月額の引き下げ等を実施し、さらに期末手当につきましても人事院勧告に基づく引き下げとは別に平成１４年度から平成１６年までの３年間は、年間０．１５月分を減額する特例条例により実施をして来ているところでございます。

しかしながら先の一般職の議案でご説明しましたとおり、職員にとりまして２年連続の給与引き下げなど大きな給与減額の措置をすることに対しまして、理事者自らも同様の引き下げ改定を行う必要があると考え、去る１１月１２日

に厚岸町特別職報酬等審議会へ改正内容について諮問し、その結果、この考えで引き下げることが適当であるという答申をいただきましたので、これを尊重させていただき、本条例を上程するものでございます。

議案書 22 ページの改正条文の内容でございますが、一般職給与条例の改正同様に施行期日を変えて改正する必要がありますことから、2 条からなる改正条文となっております。

まず第 1 条では、条例第 5 条第 2 項中の、期末手当の支給割合について、職員の期末手当の支給割合と同様に 12 月期の支給割合を、100 分の 240 月から、100 分の 215 月に、年間 100 分の 25 月分を引き下げる改正内容でございます。

また、別表では給料の月額を定めてございますが、町長は現行月額 876,000 円を 9,000 円引き下げまして、867,000 円。助役につきましては、現行 728,000 円を 8,000 円引き下げ、720,000 円。収入役につきましては現行の 657,000 円を 7,000 円引き下げ 650,000 円に改める内容でございます。

この改定額につきましては、説明の冒頭で申し上げましたとおり、一般職員の引き下げ額の率に準じた改定となっております。

以上が第 1 条の改正内容でございますが、この施行は附則において本年 12 月 1 日とするものでございます。

次に第 2 条の改正でございますが一般職員と同様に、年間支給月数の変更はございませんが、平成 16 年度以降の支給月数について、6 月期と 12 月期の支給月数を調整し、6 月期においては 100 分の 225 月から 100 分の 210 月に、12 月期におきましては 100 分の 215 月から 100 分の 230 月に改める内容でございます。

以上が第 2 条の改正内容でございますが、この施行は附則において、平成 16 年 4 月 1 日とするものでございます。

次に附則の関係でございますが、第 1 項は施行期日の規定ですが、先程申しした施行期日のとおりでございます。附則第 2 項は、議案第 93 号 職員の給与に関する条例改正同様、本年 12 月に支払われる期末手当の額は減額調整を行い一般職同様に年間支給額の調整を行う措置の内容でございます。

次に議案書 24 ページ、議案第 96 号 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。第 1 条の改正で教育長の給料の月額を、現行の 657,000 円から 7,000 円引き下げ、650,000 とする。

第 1 条及び第 2 条の改正内容は、条項の番号が異なるほか、先にご説明いたしました議案第 95 号と同様の内容でございますので、ご説明を省略させていただきますと存じます。

なお、これらの改正に伴い、四役の給料においては本年度、約 140 万円の減額となりますが、予算の減額補正につきましては 12 月開催予定の定例町議会に上程させていただきたいと存じます。

次に議案書 26 ページの議案第 97 号 町長、助役及び収入役並びに教育長の期末手当の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。四役の期末手当の支給の特例条例につきましては、先の議案第 95 号の説明でも申し上げましたとおり、町長、助役及び収入役並びに教育長の期末手当を、平成 14 年度から 16 年度までの 3 ヶ年間、期末手当の支

給割合を、6月期に100分の5月分、12月期に100分の10月分の年間100分の15月分、四役合わせて約50万円、引き続き引き下げる内容のものであります。この改正条例の改正の規定につきまして、先に提案説明申し上げている議案第95号と96号の改正により、下となる条例の支給割合が改正になりますので、これと連動するかたちで規定されているそれぞれの支給割合について、年間100分の15月分を削減する内容に変更が生じるために、この改正を行うものでございます。

なお、この条例の施行日につきましても先に説明の条例の改正同様、附則に規定のとおり二段階での施行となります。

以上大変簡単なお審議の上ご承認いただきますようお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

議長　　これより質疑を行います。9番。

9番　　職員の給与に関する条例16条の3第4項並びにこの条例の施行規則18条の2項、いわゆる期末手当に対して特別職は100分の15。8級職で100分の15。7級から6級で100分の10。5級から4級で100分の5を加算するとありますが、これはいつから施行されたのか分かりませんが、9月定例会です、中屋議員がこれを見直すべきでないのかという質問をしたところ、町長は、検討するというお答えをしておりますが、今回のこの改正に伴ってこのことを検討したのかどうか。そのことをお聞きしたい。

議長　　町長。

町長　　お答えさせていただきます。いまお話しございましたとおり9月議会に於いて、特別加算額についての議論があったわけでありまして。それに基づいて今回の改正について種々論議を重ねたわけでありまして。

今回の場合は現行どおりということでご提案いたしていることをご理解をいただきたいと存じます。

議長　　9番。

9番　　何と言いますか、この条例が改正されたことについても私、記憶にないわけでありまして。おそらく55、56年頃ではないかと思いますが、当時も私議員もやりましたが、これを見ますと非常に上には厚く下には薄いといわざるを得ないわけです。

おそらくこのクラスに属する職員並びに管理職手当も毎月貰ってるはずだと思います。それからこの金額、資料で出して貰ったんですが、昨年で5,260万円。13年度で5,326万5,000円。12年度もだいたい同じくらいですね。

職員の給与に関する条例の審議の中で、今回の削減でもって5,900万円。だいたいそれに匹敵するくらいのものが加算されていっているんですね。ですから私は先程の議論のとおり、下の職員が本当に生活できないんでないのかというような心配もされているわけですが、ここらあたりをもう少し考えていく必要があると思うんですが。

阿寒町あるいは音別町は、音別は特別職だけですが、これを廃止してますね。他町村でも今回の人事院でもってこういった傾向が出てくると思うんですよ。他町村とも連携を取り合って、おそらく町民はこんなことわからないと思いますよ。私でさえ去年の人勧の時にはじめて分かったんですよ、この15%。

やはり今後はね、財政もこうなっているんですから、見直していただきたいと思いますがどうお考えですか。

議長 助役。

助役 この期末・勤勉手当における役職加算の内容でございますが、この条例改正は、昭和46年の国家公務員の給与法の一部改正で、「100分の25以内の額を手当算定の額に加算する」という改正が行われております。

この100分の25という数字を厚岸町の場合は持ってこないで、最高100分の15ということをはめ、級別に役職加算分を規定していると。さらに平成2年の給与法の改正で、100分の25とありましたのが、100分の20以内というふうに改められております。

これも人事院勧告で勧告を受け、現状のそれぞれの級毎に5%から15%の役職加算を行っていると。これはご指摘のとおり職員の給与に関する条例の第16条の3第4項で規定しておりまして、さらには特別職の職員の給与に関する条例第4条第3項で議会に条例提案させていただき議決をいただき今日に至っていると。

この支給状況につきましては、管内においてはほぼ同様の取扱がされてきております。ただ、平成15年度に限って、阿寒町は管内他町村とは異なり、この備考欄に記載されている内容の措置を取られているという状況です。

音別町の特別職につきましては、14年6月から10%という役職加算割りの減を行っておりますが、音別町につきましては四役の給料月額を変えてきておりません。現段階では例えば町長の給料月額を比較しますと、音別町のほうが21,000円高い給料月額を設定したままになっている状況です。

それらを勘案しましてこの役職加算分につきましては、先程町長がご答弁申し上げたとおり、部内でも協議いたしましたけれども、現行のままで据え置きたいという考えでございますのでご理解をいただきたいと存じます。

議長 9番。

9番 今年は見直す気持ちはさらさら無いというご答弁でございますが、やはり財政が苦しくなれば、こういったものも見直していかなければならないんじゃないかと思うわけですが。今後財政が好転してくれば別ですけども、苦しくなった場合、これらも見直しの対象になるのかならないのか、町長のお考えを聞きたいと思います。

議長 町長。

町長 お答えをさせていただきます。まず、町長はじめ四役、すなわち特別職にあるものは、職員の範にならなければならない。これは給与も含めてであります。その中で特別職につきましてご承知のとおり人事院勧告に準ずるものではありません。

ません。厚岸町特別職報酬等審議会に諮り、決定しておるところでございます。

これは、町議会議員も同様であるわけであります。そういう意味におきましてご承知のとおり基本手当につきましては、人勧に準じた一般職の期末勤勉手当の支給割合引き下げに倣いまして、１３年は１００分の５の、また１４年も１００分の５の引き下げを行ってきておるわけであります。

さらに厚岸町独自として平成１４年から平成１６年までの３ヶ年間、これに１００分の１５月分の減額を上積みしておるところであります。特例条例を設けておるわけでございます。そういう減額措置をしてきているわけでした、その結果三ヶ年の年約５０３,０００円の削減であります。

今回上程されております削減額は、５５４,９４８円という、厚岸町独自の特例条項を設けて減額しておるわけでありまして、このことについてはご理解をいただきたいと存じます。

しかしながらただいまご指摘ございましたとおり、今日の厚岸町の財政、大変厳しい折であります。今後の課題として、９月議会においても答弁を致しておりますが、今後の課題として検討させていただきたい、斯様に考えておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

議 長 他にありませんか。なければ質疑を終わります。

はじめに議案第９５号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長 次に議案第９６号 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長 次に議案第９７号 町長、助役及び収入役並びに教育長の期末手当の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお諮りします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長 日程第１２、議案第９８号 平成１５年度厚岸町一般会計補正予算を議題と致します。職員の説明を省略し提案理由の説明を求めます。行財政課長。

議案第98号 平成15年度厚岸町一般会計補正予算9回目の提案理由をご説明いたします。

平成15年度厚岸町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,619万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億3,293万1,000円とする。第2項、歳入再歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

次ページお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正ですが、歳入では3款、3項、歳出では5款、7項にわたってそれぞれ2,619万7,000円の増額補正であり、今回、特定防衛施設周辺整備調整交付金の第二次交付分決定に伴い、事業費調整として9事業、都合による取り止めが1事業、新たな事業として5事業の計15事業の補正を行うものであります。

今年度の特定施設周辺整備調整交付金は、第一次交付分が5,730万2,000円、第二次交付分が6,594万8,000円、SAC0分が1億5,700万円の、計2億8,125万円となっており、現予算額と比較し、1,262万3,000円の増額です。

昨年度調整交付金総体と比較しますと、237万7,000円の減でございます。0.8%のマイナスとなっております。なお、交付金対象事業として病院会計における医療機器購入事業の事業調整につきましては、12月定例会において減額を予定しておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

また、コミュニティ助成事業として、追加要望の児童公園コンビネーション遊具助成が決定したことによる補正も含め、補正を行うものであります。では、事項別に説明させていただきます。

4ページお開き願います。歳入であります。13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、3目 衛生費補助金、3節 防衛施設周辺施設補助金988万7,000円の増でございます。ゴミ処理場不燃物運搬車の購入に充当するものでございます。4目 農林水産業費国庫補助金、4節 防衛施設事業補助金1,956万5,000円の増、漁業協同組合が事業主体となる市場衛生管理設備に充当するものでございます。6目 土木費国庫補助金、6節 防衛施設周辺事業国庫補助金3,202万1,000円の減、8目 教育費国庫補助金、7節 防衛周辺施設整備事業補助金1,662万9,000円の増、事業費確定による事業費調整と新たに小中学校の教材用パソコンと除雪機の購入に充当するものでございます。

18款 繰越金、1項、1目 繰越金、1節 前年度繰越金963万7,000円の増でございます。14年度決算により6,946万4,000円で確定の本予算留保分のうち、本科目で今回の補正で2,430万9,000円を計上済とするものです。

19款 諸収入、6項、3目 雑入、コミュニティ助成事業250万円の増、財団法人自治総合センターに追加要望の公園遊具整備に伴う補正でございます。以上で歳入の説明を終わります。

次に歳出であります。3款 民生費、1項 社会福祉費、6目 自治振興費、コミュニティ遊具設置事業259万4,000円の増、歳入でご説明のとおりです。港町の児童公園遊具の設置をするものでございます。

4款 衛生費、2項 環境政策費、2目 ゴミ処理費、ゴミ処理場不燃物運

搬車整備事業 1,081万7,000円の増、平成2年度購入の焼却灰を最終処分場に運搬する車両更新を行うものでございます。

5款 農林水産業費、3項 水産業費、2目 水産振興費、市場衛生管理備品整備事業 2,066万7,000円の増でございまして、漁組が事業主体で行う、北海道版市場管理高度化ガイドラインで示す衛生管理基準をクリアする体制整備を図るものであり、事業内容はステンレス製魚タンクの設置、ジーゼル及びバッテリーリフト車3台及び魚タンク1台の購入です。

7款 土木費、2項 道路橋梁費、2目 道路新設改良費、2,715万9,000円の減、尾幌17号線改良舗装 572万8,000円の減など事業費確定による減でございます。住の江町舗装改良工事 1,405万2,000円の減、用地測量調査結果に伴う支障物件調査費の追加さらに十勝沖地震におきます年度内工事着手困難のための増減が主な内容でございます。さらに白浜山の手通り改良としまして、840万の増、道路用地購入に伴う用地確定測量委託料です。望洋台二路線舗装事業 256万7,000円の減、湾月町三号線改良舗装事業 1,210万円の減、十勝沖地震における年度内工事着工困難による全ての予算減であります。さらに、有明町二番道路橋梁整備事業 111万2,000円の減、事業費確定でございます。4項 都市計画費、2目 街路事業費、公共施設案内板整備事業 213万の増、調整交付金の予算増に伴い、町並みサイン化事業で事業調整を行う増額でございます。

次ページ、9款 教育費、2項 小学校費、2目 学校管理費、1,270万9,000円の増、スクールバス購入事業 159万5,000円の増でございまして、55人乗りスクールバス購入増です。学校除雪機購入事業 169万8,000円の増、当初、真龍、尾幌、厚静、片無去、四校の除雪機購入に加え今回新たに厚岸、太田、高知の三台分の更新を図るものでございます。太田小学校グラウンド整備事業 795,000円の減、事業費確定でございます。学校教育用コンピューター機器整備事業 1,021万1,000円の増、文部科学省のコンピュータ整備指針により一人一台の専用室及び普通教室の配置などの増額で確証学校分68台の計上です。3項 中学校費、2目 学校管理費 443万9,000円の増、学校教育用コンピュータ整備事業 372万7,000円の増、小学校と同様の内容でございます。各中学校分25台の計上です。さらに学校除雪機購入事業 71万円の増、厚岸中学校1台分の更新をするものでございます。以上を持ちまして議案第98号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長 これより質疑を行います。歳入から、款、項、目により審議を進めてまいります。

13款。9番。

9番 第一次と第二次の周辺整備事業についてもう少し詳しく教えていただきたい。

行財政課長 第一次交付分が5,730万2,000円、第二次分が6,694万8,000円、SAC0分が1億5,700万円でございますので、2億8,125万円が、今回の調整交付分の総額でございます。

- 議 長 9 番。
- 9 番 1 億 2,400 万くらい来てるんですね。
- 議 長 9 番さん、まだ実質審議にはいってませんので。その際に質問してください。
13 款 国庫支出金、2 項 国庫補助金、3 目 衛生費国庫補助金。9 番。
- 9 番 去年に比較して少ないと。それとSAC0分は別にして、年次的には2～3,000 万来るんですか。
- 議 長 行財政課長。
- 行財政課長 15 年度につきましては、一次と二次を合わせまして、1 億 2,425 万円。昨年度は 1 億 2,662 万 7,000 円ですから、若干減っております。一次と二次のうち、特別分というのがありまして、特別分今年度は 5,200 万円含んでおります。昨年度は 5,500 万円特別分として交付されている。ここで言うと 300 万円程前年度から減額になっておりますが、過去においては 1,600 万からはじまり 3,000 万円台となり、平成 12 年度に 7,840 万円と貰っておりますけれども、5,000 万円台をキープさせていただいたという内容になっております。
- この 5,200 万円について、配分が毎年動くというのが実態ではないかと。普通分については国の予算の範囲があると思いますが、当町と致しましては 1 億 2,500 万円というのは 13 年度からキープしておりますので次年度以降も理事者含め、陳情活動していかなければならないですし、確保に向け努力して行かねばならないと考えております。
- 議 長 いいですか。他にありませんか。なければ進めます。4 目 農林水産業費国庫補助金、6 目 土木費国庫補助金、8 目 教育費国庫補助金
18 款 繰越金、1 項繰越金・・・・以上で歳入を終わります。歳出に入ります。3 款 民生費、1 項 社会福祉費、6 目 自治振興費、8 番。
- 8 番 港町の遊具を整備することなんです、補助事業だから仕方ない気がするんですが、除雪機買わなきゃならない時期ですよ。何か時季はずれというか、予算執行上、屋外に子ども達が遊ぶ時期じゃなくてそんな時期に向かってやると。
- 時期をずらすとか、先にやるとかいったことは出来ないものですか。予算が決まらなければ、宝くじからの、うちの方も一度やったことはあるんですが、決まって遊具を買おうと。前にも議論しましたね。失礼な言い方だが、それほどでもない遊具が結構金額的にはかなり高いものだなという議論をしたこともあって、やはり、春の雪解けになってから設置することにはならないんですか。まちづくりの案内板もこの後出てきますがそうですね。
- 下手をすればあの風雪でもって色がはげてしまう。そういう状況に向かっての中で設置しなければならないというのは。もう少し臨機応変に出来ないのかというか。年度を越えてでも、例えば写真を撮っておかなきゃダメだとか。よくやる手ですけども年度内に始末しなきゃ予算執行上どうしてもダメだとい

うことで、証拠写真撮っておくとか何とか色々な手があると思うんだけども。やり方としては、特にまちづくりなんかは一財でやってるわけだから、もっと早いうちにやれなかったのかなと思うんですが。

議 長 行財政課長。

行財政課長 時期のことを含め、私のほうで答弁申し上げたいと思いますが、今回のコミュニティ遊具につきましては、追加要望として出していたものであり、この決定が11月に決まってきたと。さらに、二次交付金の関係についても11月に二次配分が決まってきたということで、それを受けて事業発注しなきゃならない。

今回の遊具設置ですが、臨時議会で一日も早く冬場の工事含めてやっていけるだろうということで助成金の交付を受けたというかたちで、年度内完成を目指していきたいというふうに考えますのでよろしくお願いしたい。さらにいま言われている二次交付金のうちの冬期でも可能な事業に限り、事業を選定して進めているということをご理解をいただきたいと存じますが、出来ますならばこの交付時期が早ければきちんとした事業が出来ますが、如何せんこの配分の決定があるものですから、それに合わせた事業調整をして向かっていかなきゃならないという事情がありますのでご理解をいただきたいと存じます。

議 長 8番。

8番 日本列島北から南まで、東京霞ヶ関を中心として動いているわけだから、北の方と南の方といたら季節感の感覚がなくて予算執行するからそういう二次配分だとかってなるんだけど、我々の地域にしてみればこれからの時期に向かって、誰も使うことのない、これはあなた方を責めてるわけじゃないけれども、いただけるものはいただきたいという心境で二次配分というかいただいてるんだけど、地域の子ども達にとってもやはり屋外遊具であれば、暖かくなるときにというのが心情でないのかなと。そういう感じがしてならないと。

追加だから正直いつてくれるものはいくらでも貰っておきたいというのが、その時期が私にしてみればもうちょっと。ただ、やり方というか事情を話して、北海道はこういう時期なんですと。例えば3月の雪解けを待ってやるとか、これからやったって基礎がしぼれ上がるとか、ボロボロになるというマイナスイメージをいわれて今日までやって来てるわけだから、そのへんをしっかりと見極めてね。

同じやるならば時期、美味しいものを食べるにしても、温度というものがあるということをよく考えれば、やる時期を考えて。宝くじの配分についても北海道の事情をよく話してやっていただきたいと思います。

議 長 行財政課長。

行財政課長 宝くじにしても防衛交付金にしても、方や100%方や95%という財源なものですから、それを受け事業展開しなければならない事情もあるかと思いますが、いずれにしても、今回臨時会ということで、少しでも早く発注できるようにこの様な措置を取らせていただきました。

本来であれば、調整交付金の二次配分を早くということと、なるべく一次配分額を多くしていただくということも含めて要望しているところでもありますし、コミュニティにつきましては追加ということで次年度やればよろしいんですが、それも含め地域要望含めこの冬場でも何とか出来るのではないかとという工法の中で対応してまいりたいと思いますので、議員おっしゃることもごもっともだと思いますがご理解をいただきたいと存じます。

議長 他にありませんか。なければ進めます。4款 衛生費、2項 環境政策費、4目 ゴミ処理費・・・2項 道路新設改良費、9番。

9番 尾幌17号線改良舗装事業ですが、当初予算では、舗装80m、排水80mで910万。今回572万8,000円の減額ですが、実質的には328万2,000円でこの80mが出来上がったんですか。

それから湾月町3号線改良舗装事業ですが、これは地震のために止めたということですが、16年度にはやる予定なのかどうか。その点お聞きしたい。

それから白浜町山の手通りの840万。これは防衛施設補助金が入ってるんですか。この項における、2目の道路新設改良費の予算は全部交付に乗ってると考えてよろしいんですね。分かりました。

湾月町と尾幌17号についてお尋ねします。

議長 建設課長。

建設課長 お答え申し上げます。尾幌17号線については平成14年、15年という二ヶ年事業で取り組んでございまして、当初予算には概算の中で計上していったと。

従って、当初予算ではローリングという予算計上だったと。非常に見方が甘かったという感じになりますが、今回の実施設計段階で積算が大幅に減ったというかたちと落札減により、この金額になったと。

当初三ヶ年計画で二ヶ年事業で配分した、概ね改良と舗装でこの位で行くだろうという予測が甘かったというかたちで反省してございます。

湾月町3号線については、9月26日の十勝沖地震の関係です。発注予定で入札案内してる段階での地震という中で、道路は表面ですが、下部で下水道被災がはっきりしたと。

今回これから下水道の災害査定を受け、さらに施工実施ということになると、年度内に施工は無理だということの中では翌年度にローリングさせていただき、地域についても現地の施工打ち合わせをしましたから、当然、現地も期待しておりますし出来れば今回は災害により施工不可能でも、来年度にはこの事業を整備したいと考えております。

議長 9番。

9番 前にも言ったんですけどね、予算の見方っていうのをもう少し確実ってそのびったり合わなくてもいいですからね、80%や70%はあれにしてもらえないかい。これだらまるっきりひどいもんでしょ。901万に対して328万2,000円で終わってるんですよ。そんな予算の見方ってあるかい。少なくとも、

当初予算においてこれを３００万から３００いくらに見てればですね、また６００万くらいの仕事は当初予算において出来るんですよ。

予算編成においてきちっとやって貰わなかったらね、三分の一かそこの工事費で出来るものを三倍にも予算見積もるということはちょっとおかしいと思いますね。この点は強く指摘しておきます。

それから湾月町はやるということですから、はっきり言ったらね、こんな見方したら怒られるかも知れないけれども、水産業費に出した２，０００なんぼですか。この湾月町やめたから本当にタンクが買えたという見方も出来ますよね。

いままで防衛庁予算なんて水産業費になんか一回も予算ついたことがないんですよ。私の知ってる中では。一番影響があるのは水産業なんですよ。矢臼別演習場に対して影響あるのは。

トライベツの農業者より何より私は、ここの海で生活している漁業者が一番影響あると見ているんですよ。そういったことも考えて、予算の見方といいますか来年からもこういったことが漁組から色々出てくると思いますが、そういう面でも十分これからも気を遣ってやって行っていただきたいと斯様に思います。

議 長 町長。

町 長 予算査定に当たっての甘さというご指摘がありました。色々な理由があるにせよ、この様な余剰金が出るということは、はたから指摘されるということは好ましくないわけでありまして、今後予算編成に当たりましては十分にそのことを心得て算定したいと考えております。

さらには防交金の関係でございますが、実は昨年、防衛施設局長と協議の機会がございました。今後の防交金のあり方についても議論を重ねておったわけでありまして、私としては是非、水産業のためにもこの防交金を使えるようにしていただきたいと強く要請させていただいたところでございます。そういう意味で今回計上しております、市場衛生管理備品整備事業は、私は極めて今後のハサップ対応を含めた漁業振興に大いに役に立つだろうと考えておりまして、ご指摘ありましたとおり今後とも防交金のあり方について十分に心得ながら水産業進行に当たっていきたい。斯様に考えますのでご理解をいただきたいと存じます。

議 長 他にありますか。なければ進めます。４項 都市計画費、２目 街路事業費、ありませんか。

９款 教育費、２項 小学校費、２目 学校管理費、３項 中学校費、２目 学校管理費、ございませんか。総体的にございませんか。

（「なし」の声）

議 長 なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。よって平成 15 年厚岸町議会第 4 回臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 1 時 5 6 分)

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 1 5 年 1 1 月 2 5 日

厚岸町議会

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____

署名議員 _____